

債務保証事業 主な手続きの流れ

No	項目	内容	作業区分	機 構	事 業 者	銀 行
1	仮申込書提出	必要資金借入に係る債務保証の仮申込	事業者 → 銀行		●	●
		銀行が「 仮申込書 」を作成し、添付資料（「決算書」「意見書」等）とともに機構宛に提出	銀行 → 機構	●		●
2	審査委員会開催	提出資料を元に審査委員会開催 債務保証の 諾否決定 （債務保証割合、保証料率等含む）	機構	●		●
		開催後、事業者・銀行宛に「 諾否通知 」を送付	機構 → 事業者	●	●	
			機構 → 銀行	●		●
3	約定書・覚書の打合せ	銀行と機構間で「 約定書 」及び「 約定書に係る覚書 」、「 債務保証に関する覚書 」について打合せ開始（「約定書」「約定書に係る覚書」については、既に締結済みの銀行を除く）	機構 ⇄ 銀行	●		●
4	申込書等の提出	① 事業者は、「 債務保証委託書 」を作成し、関係資料を添付の上、銀行を経由して機構へ提出	事業者 → 銀行 → 機構	●	●	●
		② 銀行は、「 債務保証申込書 」を作成し、上記「債務保証委託書」と併せて、機構宛に提出	銀行 → 機構	●		●
5	約定書・覚書の締結	上記3の「 約定書 」及び「 約定書に係る覚書 」、「 債務保証に関する覚書 」を締結	機構 ⇄ 銀行	●		●
6	債務保証承諾書の送付	機構は、事業者宛に「 債務保証承諾書 」を送付（上記4①の返信）	機構 → 事業者	●	●	
7	債務保証委託契約書・覚書の締結	事業者と機構間で「 債務保証委託契約書 」及び「 債務保証委託契約書に関する覚書 」を締結	事業者 ⇄ 機構	●	●	
8	債務保証書の送付	機構は、銀行宛に「 債務保証書 」を送付（上記4②の返信）	機構 → 銀行	●		●
9	初回保証料の通知	機構は、事業者と銀行宛に「 債務保証料の通知 」を送付（別々の様式） ※貸付実行日＝支払期日	機構 → 事業者	●	●	
			機構 → 銀行	●		●
10	初回保証料の支払	事業者は、銀行を通じ、機構宛に債務保証料を支払	事業者 → 銀行 → 機構	●	●	●
11	貸付実行	銀行は、事業者へ貸付実行後、機構へ「 貸付実行報告書 」と「 資金使途確認報告書 」を提出	銀行 → 機構	●		●
12	貸付残高報告書の提出（毎年度）	銀行は、各年度終了後1ヶ月以内に（毎年4月末）機構宛に「 貸付残高報告書 」を提出	銀行 → 機構	●	●	●
13	決算書等の提出	事業者は、毎年決算終了後に「決算書等」を機構宛に提出	事業者 → 機構	●	●	
14	保証料の通知（毎年度）	機構は、事業者と銀行宛に「 債務保証料の通知 」を送付（別々の様式）	機構 → 事業者	●	●	
			機構 → 銀行	●		●
15	保証料の支払（毎年度）	事業者は、銀行を通じ、機構宛に債務保証料を支払	事業者 → 銀行 → 機構	●	●	●
16	実施状況報告書の提出（毎年度）	事業者は、債務保証事業の対象となった認定事業について、開始した年度から終了した年度の翌年度まで、各年度終了後1ヶ月以内に（毎年4月末）機構宛に「 実施状況報告書 」を提出	事業者 → 機構	●	●	

※ 赤字箇所については、業務規程・運用基準等による指定様式あり。

※ 青字箇所については、機構で作成した指定様式あり。